

令和2年5月22日 衆議院法務委員会議事録(速報)

○松島委員長

次に、日吉雄太さん。

○日吉委員

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの日吉雄太です。

それでは、早速質問をさせていただきます。幾つか事実確認をさせていただきます。

黒川氏が辞表を提出されましたけれども、何が問題で黒川氏は辞表を提出されたんでしょうか。

○森国務大臣

辞任というのは本人の判断に基づくものでございますので、私からお答えすることは差し控えますけれども、本人から辞表が出されたものでございますので、それを尊重して受け取ったということでございます。

○日吉委員

その辞表、辞任の理由というのは明らかにできないということなんですけれども、黒川氏本人の思いというのはわからないんですけれども、それを、大臣は慰留することなく認めたわけなんですけれども、大臣が認めた理由は何ですか。

○森国務大臣

黒川氏については、緊急事態宣言下におきまして、かけまーじゃんをしていた等の行動は、東京高検検事長として、また一検察官としても、緊張感に欠け、軽率に過ぎるもので、まことに不適切であると考えております。

私としては甚だ遺憾なものと思っておりますので、辞職の願いを受けて辞表を受け取ったということですが、任命権者は内閣でございますので、閣議において処理をされることになっております。

○日吉委員

今大臣は、甚だ遺憾で、そして責任も痛感しているということなんですけれども、それで、進退伺を総理に提出した、それほどの重いことなんですけれども、それにもかかわらず、なぜ黒川氏には訓告なんですか。

○森国務大臣

黒川氏の処分につきましては、法務省における調査の結果を踏まえて、総理大臣に報告をし、内閣そして検事総長の方で決定したということでございます。

○日吉委員

不適切な理由として、緊急事態宣言下の中でかけまーじゃんをして、そして記者との供応接待があった、こういうことを判断されているわけなんですけれども、その中で、先ほど来議論になっているところで、かけまーじゃんの常習性というところが議論になっていますけれども、これは、常習性はあったとは今認めていないということでもいいですか、もう一度確認です。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

お答え申し上げます。

今回の常習性というのは、人事院の処分の指針における常習性でございますので、必ずしも常習賭博罪の常習とは違う局面でございますが、その解釈が参考になるということで、常習性についてどう考えるかということでございますが、一般に賭博を反復累行するような習癖が存在するということでございますが、今回の調査結果では、そういった賭博を反復累行する習癖までは直ちに認定できなかったということでございます。

ただし、今回の処分に当たりましては、常習性という評価はともかくも、黒川検事長が複数回にわたってかけマージャンを行っていたという事実は踏まえた上での処分でございます。

○日吉委員

常習性は認められなかったけれども、では、常習性はなかったと判断しているんですか、現時点で。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

お答え申し上げます。

認められなかったということでございますが、若干理屈のような答弁で申しわけございません、常習性というのは、その事実としてあるかないかということでございますが、手続においてあるかないかということは、結局は各種資料、証拠からそのような事実認定ができるかということでございますので、私どもは、手続における認定として常習性を認定していないということでございます。

○日吉委員

常習性を認定していないんですけれども、常習性がないとは断言、断定はしていないということでもいいわけですね。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

先ほどの御答弁を踏まえて申し上げますが、私ども調査の結果、常習性が認定できないということは、その調査結果によれば常習性があったとは言えないということでございます。

○日吉委員

ということは、もっと調査をすれば認定できるかもしれない、そういうことですね。ですので、委員長、お願いですけれども、再調査をして、理事会に提出していただき、そしてそれに基づいて、もう一度質疑をやっていただくよう検討いただけませんか。

○松島委員長

後刻、理事会で協議いたします。

○日吉委員

そして、もう一つ。訓告なんですけれども、人事院の規則によれば、かけマージャンをしたという事実で、例として、懲戒処分の指針においては、賭博をした職員は減給又は戒告とするとなっているんですけれども、総合的に判断をして訓告にしたと大臣はおっしゃいましたけれども、そういう例外的な、この規定に反する総合的な判断をしていいという、何か根拠はあるんですか。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

人事院が定めた指針の位置づけでございますけれども、私から御答弁させていただきますが、御指摘の人事院の処分指針は、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものでありまして、必ずしも記載されたとおりの処分どおりに行わなければ、処分どおりにならなければならないというわけではございません。

賭博の場合であれば、掛金の額、また、賭博の、どのような環境で行われたか等を考慮して決することになることでございますので、その指針と異なった処分というのは許されているところでございます。

○日吉委員

ただ、今、常習性があるかないかというところが議論になっていて、賭博自体はやったということはもうわかっているわけなんですよ。それで、一般的な指針として、賭博をしたということになれば減給又は戒告であって、常習性があればそれは停職とするというふうになっているわけですよ。

ハイレベルなところで議論がなされているにおいて、これが、総合的に判断して訓告という、戒告よりも低い処分でいいというのは、どう考えても、常識的にも誰も納得しないと思うんですけれども、大臣、これはどう考えますか。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

委員の御質問は、まず、常習性があるのではないかとということからでございます。常習性がどういうものかというのは、先ほど、私、御答弁させていただきました。

さらに、繰り返しになりますが、刑事における考え方が参考になりますので、常習性をどのように認定するのかということでございますが、刑事におきましては、常習性というのは、すなわち、慣行的に賭博行為をする習癖は、現に行われた賭博の種類、これは、賭博というのはいろいろな種類がありますので、その賭博の種類であるとか、掛金の多寡、賭博が行われた期間、度数、前科の有無等、諸般の事情を総合的にしんしゃくして判断されるというものでございます。

賭博の中には、さいころを使ってやるものもあれば、今回のようなマーじゃんもありまして、賭博の種類というのはそういうのを言っているものでございますが、そういったものでやっておりますので、そして、その結果、先ほど申し上げましたように、賭博、今回のものにつきましては常習性は認定できない、すなわち、調査結果によれば常習性があったとは言えないということで、それを前提に判断をしております。

ただ、これも繰り返しになりますが、だからといって、処分対象事実にあるような、五月の一日あるいは十三日のたった二回だけしか黒川氏はかけマーじゃんをしていないという事実を前提にしておるのではなく、先ほど申し上げましたように、複数回、今回のメンバーとかかけマーじゃんを行っていたという事実も踏まえまして、事案を、先ほど来大臣が御答弁されているような形で総合的に考慮して、今回の処分に至ったものでございます。

○日吉委員

三年前から月に数回かけマーじゃんをやっていた、これも考慮した結果、訓告なんですか。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

繰り返し申し上げますが、今御指摘がありましたように、具体的な行為の日時の認定までは至りませんでした。黒川検事長の供述などに基づいて認定した、約三年前から一カ月に一回か二回程度かけマージャンをやっていた、こういった事実関係は、今回の処分に当たって前提となっているものでございます。

○日吉委員

調査はもっとしていただきたいということで、先ほどの、再調査をしていただくということで、もう一つ伺いたします。

国家公務員倫理規程で供応接待を禁止していますけれども、倫理規程の違反があったという事は、これは認定しているということによろしいですか。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

委員のお尋ねはハイヤーの関係であろうと思いますので、その点について御説明申し上げますが、調査の結果、かけマージャンをしたとされる五月一日ころあるいは十三日ころに黒川検事長が記者が帰宅するハイヤーに同乗して自宅に帰ったという事実、そしてこの料金は払っていないという事実はございますが、先ほども御答弁申し上げましたように、このハイヤーというのは、黒川検事長のために手配をされたハイヤーを利用したというものではありません。記者の一人が帰宅するそのハイヤーに同乗したというものでございます。

したがって、その余の機会に同様にハイヤーに乗車した事実も認められるところでございますが、これらを総合した上で、記者は利害関係者ではございませんので、社会通念上相当と認められる程度を超えた財産上の利益の供与があったとまでは認められないということで、これは処分対象事実としてはおりません。

○日吉委員

それは、最近のこの一回、二回についての調査を行った結果、処分の対象としていないということによろしいですか。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

先ほども御答弁申し上げましたが、まず、五月一日と十三日はそういうことであった。黒川検事長は、先ほど申し上げますように、その余のかけマージャンの機会にも同様にハイヤーを利用したことがあったということによろしいですか。そういった全体を見た上で、今申し上げた理由によって、倫理規程違反の事実はなかったものと考えております。

○日吉委員

では、三年前からハイヤーに乗っていました、このとき、黒川氏のためにハイヤーが用意された、こういう事実はあったんですか、なかったんですか。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

調査の結果認められる事実は、記者が帰宅するハイヤーに同乗したということであり、そのハイヤーは黒川検事長個人のために手配されたものではなかったということによろしいですか。

○日吉委員

それは過去三年さかのぼってそういうふうに認められたものはなかったということによろしいですか、期間について。

○川原政府参考人（法務省刑事局長）

お答え申し上げます。

五月一日、十三日以外の事実につきましては、まず、事実を特定して認定することは困難でございます。しかも月一、二回ということで、トータルとして本当に何回になるのかというところは、全体として細かくわからないところでございますが、調査によりますと、黒川検事長がこのような形でハイヤーを利用したときは、先ほど来申し上げておりますように、黒川検事長個人のために手配したのではなく、記者が帰宅するハイヤーに同乗していたものであったと認定しているところでございます。

○日吉委員

細かく日時がわからない中で正確に認定できるわけがないので、ここの部分についても再調査をお願いしたいと思います。

委員長、お願いします。

○松島委員長

後刻、理事会で。

○日吉委員

大臣にお伺いします。

大臣は責任を痛感していますということなんですけれども、何に対して責任を痛感しているのか。

黒川氏に法令違反が幾つかあるかと思われましてけれども、その大臣の痛感している責任、これが何なのかを明確にお答えください。

○森国務大臣

黒川氏においては、法務省の所管する検察庁の中の東京高検検事長という立場にございます。この東京高検検事長という職にありながら、金銭をかけたマージャンを行い、また、それが緊急事態宣言下、広く国民に対して外出自粛等が呼びかけられていた中でございました。

また、法務省からも、法務省新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針が発出され、法務・検察職員においては、これらを踏まえた行動を私法務大臣から求めていた時期でございました。

とりわけゴールデンウィーク直前には、私から、法務・検察職員においてこれらの指示を徹底するように改めて指示をしていた時期でございまして、黒川検事長による行為はまことに不適切であり、甚だ遺憾でございます。国民の皆様には不安を与え、検察及び行政に対する信頼を損ないました。法務大臣として、責任を痛感しております。

○日吉委員

信頼を損なったということなんですけれども、黒川氏、結果として不適格だったということがわかったわけなんですけれども、この黒川氏を任命した。適格性、これに対して、適格性があつたかないか、そこの手続について問題があつたのではないかどうか、これについて、大臣は責任を感じていないんですか。

○森国務大臣

任命権者は内閣でございまして、私とその内閣に対して、閣議をしてくださいという閣議

請議を行いました。その閣議請議の責任を感じております。

○日吉委員

閣議請議の責任を感じていますと。

どういうふうにこの黒川氏の適格性を判断されたんですかね。どういう調査をして、黒川氏が適切な人だというふうに判断されたんですか。

○森国務大臣

人事の詳しいプロセスについては差し控えさせていただきますが、閣議請議の資料に記載されておりますとおり、黒川検事長について、東京高検、検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査、公判に対応するために、同高等検察庁検事長黒川弘務の検察官としての豊富な経験、知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、同人には、当分の間、引き続き同検事長の職務を遂行させる必要があると認定したものでございます。

○日吉委員

結局、資格がないということじゃないですか。

例えば、この黒川さんの評判を聞いたとか、これだけ問題があるかないかというような調査をしたとか、そういった、検事長になられる方ですから、清廉潔白な人なのかどうかとか、何かないのか、こういったことを通常調べるんじゃないんですかね。それはどうやって調べたんですか。

○森国務大臣

詳しい過程は差し控えますが、人事案を事務方トップである事務次官が私のところに持ってきた際に、必要な報告を受けたものでございます。

○日吉委員

では、必要な報告を受けたんですけれども、そこで問題ないと大臣はどうやって判断されたんですかね。

○森国務大臣

先ほど申し上げましたとおり、事務方の方が持ってきた資料に基づき、必要な判断をしたものでございます。

○日吉委員

では、その判断が間違っただけなんですけれども、どこが問題でその判断を間違っただけですか。

○森国務大臣

勤務延長につきましては、先ほど述べましたとおり、東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査、公判に対応するためのものでございますので、そこに必要であるかどうかということ資料に基づき判断したものでございます。

○日吉委員

委員長、答えていませんので、もう一回。

どこに問題があって判断を間違えたのか、その大臣が判断を間違えた要因、原因は何か、これを聞いているんです。

○松島委員長

では、大臣、今の質問に教えてください。

○森国務大臣

判断を間違えたという御指摘でございますが、一月の勤務延長の時点においては、必要な報告を受け、適切な判断をしたと考えております。

○松島委員長

もう一度、質問をお願いします。

○日吉委員

ですから、大臣、その適切な報告が適切じゃなかったわけなんですよ。

だから、そこを、本来であれば、大臣が、任命する前に、その人事案が上がってこないように、問題がある人を任命するようなことがないようにチェックするのが大臣の役割だと思うんですけども、それができていなかったわけです。その責任はどう考えていますか。

○森国務大臣

私は、一月の時点の勤務延長については、業務継続の必要性という観点から、必要な範囲の報告を事務方から受け、その中において判断を適切にしたというふうに認識しております。

○日吉委員

結果的に適格性判断を誤ったわけなんですね。そこに大きなやはり責任があると思うんです。先ほど、どこに責任を痛感しているかと言ったときに、大臣はこのことには触れていらっしやらないんですよ。

大臣の責任というのは、やはり、不適切な人を推薦してしまった、ここが一番問題なんじゃないかと思うわけですけども、そこについての責任を感じて、辞任されないでしょうか。

○森国務大臣

一月においては、業務遂行、継続遂行についての必要な報告を受け、適切に判断したと考えております。五月一日及び十三日のかけマージャンを行った行為についてはまことに遺憾なことであるというふうに考えており、今回の処分に至ったものでございます。

○日吉委員

もう一つ。

総理は慰留されたということなんですけれども、総理が辞任をしなくてもいいと判断したのは何だったんですか。わかりますか。

○森国務大臣

総理の御判断でございますので、私からお答えする事柄ではないと考えます。

○日吉委員

それは何か伝えられなかったんですか。大臣は進退伺をしているわけですよ。それなのに慰留されたわけなので、それが納得しなければ、やはり辞任すればいいだけの話なんですけれども。何で辞任されないんですか。

○森国務大臣

進退の判断は総理がなされましたが、先ほども申し上げたことの繰り返しになりますが、後任を速やかに選ぶこと、そして、検察の信頼を回復することにおいて、引き続き業務に当

たってくれという言葉がございました。

○松島委員長

質疑時間が終了しております。

○日吉委員

時間が来ましたので終わりますけれども、適切に選べなかった方が次の人を選ぶということはできないと思いますので、辞任をお願いいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。